

会 議 記 録

会議名称	第62回杉並区環境清掃審議会	
日時	平成27年12月14日(月)午後2時33分～午後4時38分	
場所	高井戸地域区民センター第1・2集会室	
出席者	委員名	柳下会長、岩田委員、原田委員、和田委員、山崎委員、六車委員、松木委員、花形委員、鹿野委員、斉藤委員、木下委員、梅田委員、植田委員、岩渕委員、井出委員、石川委員、東委員、秋田委員 <div style="text-align: right;">(18名)</div>
	区側	環境部長、環境課長、ごみ減量対策課長、都市計画課長、建築課長、みどり公園課長、放射能対策担当課長、方南支所担当課長
傍聴者数	1名	
配付資料等	事前	次第 第61回杉並区環境審議会の会議録の案 一定規模以上の開発事業等の報告(建築物の建設・緑化) 一定規模以上の開発等に係る報告(緑化・6件) 平成27年度杉並区環境白書の発行について 環境セミナー「杉並のごみ、みどり、エネルギーを考える」の実施報告について 区政モニターアンケートの実施について
	当日	席次表 参考資料(環境セミナー当日の写真)
会議次第	<p>1 議事内容</p> <p>確認事項 第61回杉並区環境清掃審議会会議録(案)の確認</p> <p>報告事項</p> <p>(1) 方南二丁目計画に係る報告(建築物の建設・緑化)</p> <p>(2) 一定規模以上の開発等に係る報告(緑化・6件)</p> <p>(3) 環境白書について</p> <p>(4) 環境セミナー「杉並のごみ、みどり、エネルギーを考える」の実施報告について</p> <p>(5) 区政モニターアンケートの実施について</p> <p>2 その他 第63回杉並区環境清掃審議会開催日程について</p>	

<p>発言者 環境課長</p>	<p>第62回環境清掃審議会発言要旨 平成27年12月14日(月) 発言要旨</p>
<p>環境課長</p>	<p>時間になりましたので始めさせていただきます。 皆様、こんにちは。環境課長でございます。 本日は、杉並清掃工場建替工事の現地見学に続いての審議会となります。お疲れのこととは存じますが、よろしくお願いいたします。 本日の委員の方々の出席状況ですが、本審議会22名の委員に対しまして、17名のご出席をいただいています。過半数の定足数に達しておりますので、第62回杉並区環境清掃審議会は有効に成立しています。</p>
<p>会長</p>	<p>それから、本日の傍聴者ですが、現時点で1名です。 それでは、会長より開会宣言をよろしくお願いいたします。 今日は皆さん、お疲れさまでございました。 非常に貴重な機会で、杉並清掃工場のスクラップ・アンド・ビルドのまさにいいタイミングで、ちょうど解体が終わって、これから本体がどのような形で、どのような輪郭でできるかという全容を知るまたとないチャンスだったのではないかと思います。二十三区清掃一部事務組合の方にはご丁寧に説明していただき、関係の皆様も含めて、御礼を申し上げる次第です。</p>
<p>環境課長</p>	<p>ただいまから第62回杉並区環境清掃審議会を開会します。 では、事務局から報告等をお願いいたします。 本日の審議会には、清掃一部事務組合の職員の皆様は参加していません。改めて、私のほうから御礼をお伝えさせていただきます。本当にお疲れさまでした。 それでは、本日の資料の確認をさせていただきます。 事前にお送りさせていただきましたものですが、前回の「第61回杉並区環境清掃審議会会議録(案)」です。 それから、「方南二丁目計画に係る報告」として「建築物の建設と緑化について」、その他の「一定規模以上の開発事業等の報告」として緑化が6件です。 次に「平成27年度杉並環境白書の発行について」、続きまして「環境セミナー「杉並のごみ、みどり、エネルギーを考える」の実施報告について」、そして最後ですが「区政モニターアンケートの実施について」の各資料です。 それから席上に、本日の席次と、環境セミナー当日の写真を置かせていただきました。</p>

<p>会 長</p> <p>環 境 課 長</p>	<p>資料の過不足はございますか。何かありましたらお申し出ください。</p> <p>私のほうからは、以上です。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、早速進めたいと思いますが、最初に報告事項が何点か重なっておりますので、できるだけ効率的に進めたいと思います。</p> <p>進め方について何かありますか。</p> <p>確認事項といたしまして1件、報告事項5件となっております。</p> <p>まず初めに、前回の会議録を確認していただきたいと思います。</p> <p>続きまして、方南二丁目計画に係る報告、そして質疑を、その次に緑化に関する報告6件をまとめて報告し、質疑をお願いいたします。</p> <p>最後に、報告事項の(3)から(5)につきまして、一括でご報告をさせていただき、その後質疑をお願いします。</p> <p>以上です。</p>
<p>会 長</p> <p>建 築 課 長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>では、早速ですが、お手元に前回の第61回審議会の会議記録がございましたが、この件について何かお気づきの点はありますでしょうか。いかがですか。</p> <p>よろしいですね。では、この点はこれで同意いただいたということで扱わせていただきます。</p> <p>次に、報告事項に移ります。</p> <p>最初に、方南二丁目計画の報告事項について、お願いします。</p> <p>それでは、私から「一定規模以上の開発事業等の報告（建築物の建設）」について、報告させていただきます。</p> <p>方南二丁目計画ということで、場所は杉並区方南二丁目です。</p> <p>敷地が二つに分かれておりまして、A敷地、B敷地となっております。お手元の資料のA3の1、案内図をご覧ください。場所は、環七と方南通りが交差しているところから少し東側に行った所です。二つの敷地に分かれていて、方南通りに近いほうをA敷地、離れているところをB敷地としております。</p> <p>表紙をご覧ください。地域・地区ですが、A敷地は方南通りから30mまでは近隣商業地域に入っています。方南通りから30mを超えたA敷地の残り、B敷地については、第一種中高層住居専用地域で、建ぺい率が60%、容積率は200%です。</p> <p>次に、敷地面積ですけれども、A敷地については1,786㎡余、B敷地について</p>

は7,393㎡余です。

主要用途は、小さいA敷地には共同住宅、保育所、診療所が入っています。B敷地については、全て共同住宅です。

構造・規模は、A敷地については、鉄筋コンクリート地上6階建て、B敷地については、鉄筋コンクリート一部鉄骨造で、地上10階、地下1階になっております。

延べ面積ですけれども、B敷地について延べ面積が2万4,000㎡を超えております。高さについては、21mから30m、予定工期・建築主は記載のとおりです。

めくっていただきまして、まちづくり条例に基づく土地利用構想届出書です。

もう1枚めくっていただきまして、土地利用構想の基本方針というところ です。A敷地、B敷地、同じですので、一緒に説明させていただきます。

土地利用の方針ですけれども、建物を敷地に有効に配置しながら、空間を創出し、「広場」「歩道状空地」を設けることで、ゆとりある歩行者空間を確保しています。また、緑化に努めるなど、良質な住宅地の環境確保に寄与するよう配慮しております。

公共施設及び公益的施設の整備の方針では、計画地北側に交流とにぎわいのための「広場」を設けています。また、敷地内に「歩道状空地」を整備し、周辺環境の向上に配慮しています。

周辺環境及び景観の保全の方針では、積極的な屋上緑化に努めています。また地上部緑化は敷地境界に沿って建物を囲むように計画し、緑豊かな環境の演出を図っています。建物は周辺環境に配慮した色彩、外観になるよう検討し、街並みに調和するように努めます。

一番重要なところになりますが、土地利用構想の概要です。現況、全て宅地ですけれども、今回の計画については、公共施設及び公益的施設の用地のところ で、歩道状空地については敷地面積の大体15.69%とっています。広場状空地については20.04㎡とっています。そういった部分は地元貢献・地域貢献しているのではないかとこのように考えております。

次に、B敷地をご覧ください。こちらについても、公共施設及び公益的施設の用地、その中の歩道状空地をご覧ください。ご覧になっていただきたいと思 います。これについては、今回の計画については6.17%歩道状空地をとっています。そういった意味で地域貢献をしていると考えております。

めくっていただきまして添付図面、めくっていただきまして先ほど見た案内

みどり公園課長	<p>図、まためくっていただきまして配置図です。公共・公益施設計画図でございます。左側のA敷地をご覧になっていただきたいと思います。敷地の周囲に歩道状空地をとっているということと、広場的な空地もB敷地に入るための空間をとっています。</p> <p>B敷地については、これも同じく広場状空地をとっています。こういったところが地域貢献していると考えております。</p> <p>まためくっていただきまして、3、A敷地の立面図です。</p> <p>めくっていただきまして4、B敷地の立面図、北立面図、西立面図です。</p> <p>まためくっていただきまして5、南立面図、東立面図です。</p> <p>説明については以上です。</p> <p>それでは、私からは本案件の緑化について報告いたします。緑化にかかわる資料をご覧ください。</p> <p>所在地、敷地面積等、建築の概要については記載のとおりです。</p> <p>杉並区環境基本計画にかかわる施策区分と取組概要ですが、施策区分は3-4緑化指導の充実、1-9ヒートアイランド対策の推進、取組概要は緑化基準を満たす計画を指導しております。</p> <p>保存される樹木と緑地面積ですが、保存される樹木は0、よって保存される緑地面積は0㎡です。</p> <p>次に、緑化基準及び緑化計画ですけれども、接道部の緑化延長は基準の274.06mに対して、計画では300.46m、また緑地面積につきましては、基準の1,411.6㎡に対して、計画では1,893.66㎡です。</p> <p>樹木の本数につきましては、高木の基準71本に対して計画では67本、中木の基準471本に対しては837本、低木の基準1,412本に対しては1万7,648本です。</p> <p>なお、高木の不足分4本につきましては、中木の振りかえによって基準を満たしております。また、今回の計画では、保育施設や居住棟のドライエリアなどがありまして、地上部での緑地面積がとれない状況になっています。ですので、屋上緑化、また駐輪場の屋根を芝生などで緑化するなどして、緑化に工夫をいただいています。</p> <p>2ページ目に案内図及び緑化コンセプトをつけています。コンセプトでは、歩道状空地側には可能な限り植栽を配置し、歩行者や地域に対して親しみを持てるような緑地環境の形成に努めています。周辺環境との調和に配慮し、豊かな住環境並びに街並み形成を意識した計画になっています。</p>
---------	---

<p>会 長</p>	<p>3ページ目に北側敷地の緑化計画図と植栽一覧、4ページ目に北側敷地の屋上の緑化計画図と植栽一覧、5ページ目に敷地南側の緑化計画図と植栽一覧、6ページ目には敷地南側の屋上緑化の計画図と植栽一覧をつけております。</p> <p>方南二丁目計画に係る緑化についての報告は以上です。</p> <p>どうもありがとうございました。</p> <p>以上、方南二丁目についての建物と、それから緑化についての報告ですが、いかがですか。何かお気づきの点はございますか。</p>
<p>M 委 員</p>	<p>緑化の面積とかそういうのはきちんと守られていて、それ以上にあったりしますので、いいかなと思うんですけども、植えてある樹種が、とても貧弱です。高木が少ないかわりに、ほかので適合されるように振りかえになっていますけれども、これが、5年後、10年後どういうふうになっているのかとか、管理体制とか、そういうことがとても気になる事案だと思われました。</p> <p>その辺、いかがなものなんでしょうか。</p>
<p>みどり公園課長</p>	<p>高木が貧弱ということですか、それとも樹種が貧弱ということなのでしょうか。</p>
<p>M 委 員</p>	<p>ほかの計画を見ると、阿佐ヶ谷の団地などの植栽の数からしたら、こちらはとても貧弱なので。</p> <p>樹木にしても、種類がすごく少ないと感じたものですから、緑はとりあえずあるけれども、季節ごとの楽しさとかが余りないかなとかね。</p> <p>それから、一年中緑であればいいやという感じで常緑樹があるんですけども、グミギルドエッジとか、マホニアコンフューサとか、シルバープリペットというんですか、何かそういうものが極端に多くて、本数としてはちゃんとしているんですけども、いかがなものかなと。もうちょっと地域の人が楽しめるような、単なる緑比率じゃなくて楽しめる緑みたいなのがあればいいかなと。ほかのとの比較なんですけれども、そういうふうに思ったんですけども、その辺はいかがでしょう。</p>
<p>みどり公園課長</p>	<p>説明でも申しましたとおり、北側敷地の部分には保育所とか診療所とかがございまして、また南側の部分につきましては、居住棟というふうになっております。そして、その中でも緑化、ドライエリアを設けるということになっております。ですので、高木を基準どおりというところはなかなか難しかったのかなと思っております、その分、中木で工夫していただいております。</p> <p>また、種類につきましても、委員おっしゃられたとおり、ちょっと聞きなれな</p>

	<p>い種類も確かにございます。ですが、マホニアコンフューサというものにつきましては、例えばホソバヒイラギナンテンの仲間であったり、最近使われている、例えば維持管理において、枝抜きで樹形を保てるようなシマネトリコだったり、ソヨゴとか、そういうものを工夫されて使っているという計画です。ですので、高木につきましては、今後の維持管理も含めまして、管理が適切に行われる種類というものを採用されたのかなというふうに捉えています。</p> <p>また、中木につきましても、例えばフィリマサキの生垣を使ったりとかというところで、暗くならないように彩りにも配慮した計画となっていて、トキワマンサクだったりヒイラギモクセイというものも採用しているということで、それほど貧弱な植栽とは考えてはございません。</p>
M 委 員	<p>例えば桜とか、それからカエデとかは。あそこは桜の大きな木があって、皆さんがその桜を見に楽しまれたところだったんです。そういうのからすると、それがなくなっているんですね。そんなところでどうでしょうか。</p> <p>あと、4階とか8階の屋上ですけれども、ヒラドツツジとかマホニアコンフューサ、ヒイラギナンテンとか、これはお日様が好きだし、手入れが簡単ということで選ばれているんだと思うんですけれども、こういうところの管理、5年後、10年後の管理体制というのができているのかどうかも含めて、2点お伺いいたします。</p>
みどり公園課長	<p>今回の計画では、以前あった桜というものは起用していません。ただ、モミジにつきましては、一部北側の緑地の中で採用しています。</p> <p>また、今後の維持管理ですが、大規模なところにつきましては、定期的に職員とかが見ていくというところでご理解いただきたいと思っております。</p> <p>また、それらを見ていく中で、今後の成長度や、樹木の維持管理における周辺への調和の仕方というところも経験則として踏まえていきたいというふうに考えています。</p>
会 長 M 委 員 O 委 員	<p>失礼しました。ソメイヨシノが南側のところの北西角にあります。</p> <p>よろしいですか、次へ行って。</p> <p>一応そういう方向で見ていただければ。</p> <p>すみません。一つ気になったところ、今の管理の話と連動する部分があるかもしれないけれども、駐輪場の屋根緑化が157.6㎡計上されております。この辺がよく、しばしばやった後にだめになっているというようなケースがございますので、ぜひ指導していただければと思います。</p>

みどり公園課長	<p>所管としても気になっているところです。</p> <p>事業者として緑化への協力というところで、こういうやり方もあるというところでは、その挑戦というものと受けとめておりますけれども、芝だったり、タマリユウだったりというものを設けていくというところで、土圧だったりとか、あるいは恐らく熱で乾燥しちゃうんじゃないかとか、そういうところが気になりますので、この辺につきましては十分指導をしまいたいというふうに考えております。</p>
P 委 員	<p>この計画図を上から見た図がありますね、資料の2です。</p> <p>歩道状空地があって、周りに環境配慮があるという区のお話だったんですけども、これ10階建てで、上から見る限り、この歩道状空地がこれだけあいたからといって、私は到底、近隣に配慮した建物という感じには見えないといえますか、今は空き地ですけども、その前は国家公務員宿舎があって、割と余裕のある建て方になっていたわけですが、それがいきなり10階建てで、これぐらいの間しかないところにどんとそびえるわけですよ。</p> <p>もちろん、これは建てちゃいけませんなんて区が言うわけにはいかないでしょうけれども、法律上は建てられますから。ただやはり、環境にこれで配慮したとされてしまうようで本当にいいのかなと、住宅都市として。</p> <p>この計画を見ますと、周りの景観に配慮してありますというふうに、植栽のことは書いてあつたりしますけれども、じゃその圧迫感についてというのは一切ないわけなんですよ。</p> <p>何かもうちょっと、この杉並区というのは住宅都市ですから、何とかこの建物の圧迫感とかそういうものが、景観のうちに私は十分入るんだろと思うんですけども、景観の保全として、こういう建て方というのが計画段階からどうにかして抑制されていくというか、近隣に住んでいる人たちのことを配慮した建物の計画というのができないものなのかなというか、プレッシャーを与えられないものなのかなと。</p> <p>土地さえあれば幾らでも建てられちゃうというのはどうなんだろうかと私なんかは思うんですけども、もちろん今、杉並区の条例はそうはなっていないわけですけども、むしろ学識経験者の皆さんにお聞きしたいんですけども、こういうものについて、業者が土地さえあればもう幾らでも建てられちゃうということに対して規制をかけたような自治体ですとか、そういうところの例なんかはないのかなというのが。将来的にやっぱり住宅都市というのは、もうちょっとそうい</p>

<p>会 長</p>	<p>うところにまで配慮した条例ができていってもいいんじゃないのかななんて私なんかは思ったんですけども、むしろ委員長のお話なんかも聞かせてもらえたらなと思った次第です。</p> <p>以上です。</p> <p>ここは、都市計画審議会や土地利用に関する審議会ではなくて、環境清掃審議会です。</p> <p>今の指摘事項を担保しようとする、高さ制限だとか、用途制限だとか、建ぺい率、容積率だとか、もろもろの土地利用、建築基準法関係の制度を動員しなければならぬ。一定の方向で制限をしようではないかという話は、制度の根拠を持っている場所で議論しないと、ややもすると観察者の立場で観察結果を言っているだけになりますね。</p> <p>私は最近のことはよく知りませんが、昔のことは知っているんですが、確かに10階建てなどはなかった。でもこれは、土地利用上は第一種中高層住宅専用地域と書いてあって、第2種高度地区とも書いてある。ところが周りを見てみると、一戸建ちが結構多いですね。土地利用関係から言うと、何か非常に複雑なものがある、入り混じっているような気がします。微妙な土地利用の境界線において、低層地のところがいきなり高層住宅に移るあたりの処理の仕方がなかなか難しい問題であるという気がするんですが、どうですか。</p>
<p>建 築 課 長</p>	<p>この方南二丁目計画というのは長い経過がございまして、当初は国家公務員宿舎の建てかえをする予定でした。</p> <p>当初はもっと規模が小さかったんですけども、やはり国家公務員宿舎を所有しているのがおかしいのではないかという社会的な流れもあって、民間に売却しました。国家公務員宿舎のときに、実は区と色々な約束をしました。例えば広場をつくりなさいだとか、あるいは町会の集会場をつくりなさいとか、それを継承するような形で、区と国とが約束をして、その約束を踏まえた形で民間に売却してくださいということで、今回この計画が成り立ちました。ですから、今は説明はしていませんけれども、いろいろな約束があつて、それを全部踏まえるような形で国に建物の計画をしてもらいました。</p> <p>例えば防災関連施設としては、防災倉庫を設けてくれだとか、行政無線の設置スペースを確保してください、広場についても広場状の公開空地として350㎡以上つくってくれだとか、保育園も設置してくれだとか、そういった全て区との約束を守ってくれる形で今回この計画が成り立ちました。</p>

<p>P 委 員</p>	<p>ただ、やはり民間が事業としてマンションを建てるわけですから、その中で民間としては当然事業性を確保しつつ、また区との約束も守りつつ、つくった計画がこういう計画になりました。</p> <p>ですから、そういった意味では、全く無秩序に開発していただいたわけではなくて、特に広場状空地350㎡で、地元でこども相撲ができるようなスペースが欲しいということで、そういったものもやはりちゃんと確保してもらったので、地域貢献もしている非常にいいプランだというふうに区は認識しているところでございます。</p> <p>すみません、これ以上長くするつもりはありません。ただ、環境清掃審議会ということで、環境の中には、我々がカバーする条例の中には景観条例という重要な条例もあります。</p>
<p>都市計画課長</p>	<p>違います。環境じゃないです。景観条例は違います。</p>
<p>P 委 員</p>	<p>景観条例、ここの審議会のカバーに入らないんでしたっけ。すみません。</p> <p>景観条例というのは出しましたけれども、景観というものがやっぱり一定、我々の環境清掃審議会ということの中で、審議会の中で話される場所というのはここぐらいしかなくて、この景観というものについて、何がしか我々がもうちょっとカバーしていけるような条例なり何だったりというのができていったらいいんじゃないのかなということをここの審議会の話題にも記録していただけたらということですので、これで終わります。</p>
<p>都市計画課長</p>	<p>景観計画は、都市計画審議会とまちづくり景観審議会の所管案件です。</p> <p>実際に、まちづくり景観審議会の景観の部会に大規模建築物についてはお諮りをして、その結果として認められて進んでおりますので、先ほども言われました都市計画のmatterとして景観の話というのは別にいろいろ論議があろうかと思うんですが、環境清掃審議会の立場ということであれば、環境基本計画であったり、環境基本条例であったりする視点からご意見をいただければというふうに思っています。</p>
<p>P 委 員</p>	<p>わかりました。</p>
<p>会 長</p>	<p>ありがとうございました。よろしいですか。</p>
<p>B 委 員</p>	<p>この方南二丁目の建築に際して、この周辺というのは、木造建屋が非常に多い密集地域であると思うんです。今いろいろ質問が出ましたけれども、10階の建物が建つということになると、風の向きであるとかいうようなものが変わってきて、防火というんでしょうか、そういうようなことに対して配慮というものがな</p>

<p>建 築 課 長</p>	<p>されているのかどうか。ということは、先ほども出ましたけれども、高木が減ってしまうとかいうようなことがあったわけですが、その辺についてはいかがなものなんでしょうか。</p> <p>通常の建物の計画と違って、これはかなり大きい、1万㎡を超える建物で、しかもまちづくり条例の対象の建物です。そういった建物ですと、3カ月前に住民説明会をやったり、区のまちづくり条例に基づく。ですから、もちろんそういう話ももしかしたらそういった説明会で出たのかもしれませんが。</p> <p>あとは、中高層にかかわる建物ですから、確認の1カ月前にもまた説明会をやらなければならないと。多分、事業者は今おっしゃられたような心配も含めて説明してきたと思います。</p> <p>ただ、私は建築課長なので、風だとかその辺の話というのは把握はしてございませんけれども、もしかしたらそういう話もあって、そういった経過を経て、建築確認をとって、今工事はもう着工しておりますから、地元の人たちもある程度はもう事業者からの説明を受けて、納得しているかどうかはわかりませんが、この計画については、ある程度は十分説明を受けた形にはなっているかと思えます。</p>
<p>会 長</p>	<p>よろしいでしょうか。</p> <p>確かに経緯を聞くと、なるほどと思います。昔、中曽根民活というのがありました。</p> <p>新宿区の新大久保の近くに百人町という地価が高いところに4、5階建て国家公務員宿舎があった。ブランコや砂場もあり、木が生い茂っていた。家は古かったのですが。中曽根民活では、そんなところにゆつたりと住んでいるのはけしからんということになり、国家公務員住宅を建てかえるときに、民間の大手デベロッパーと一緒に有効活用しろということになりました。山手線から見えますが、新大久保と高田馬場の中間部の外側に見えますが、4、5階だったものが一気に、30階建てぐらいの高層マンション群になりました。あれが多分はしりだと思えます。要するになるべく国有地を有効に使え、財政が厳しいからそういったところは民間に有償で譲渡して。それと同じことが方南町でもあったのだなということがよくわかりました。</p> <p>昔、方南町の地下鉄でおりて一戸建てがずっとあるところを縫って行ったのを覚えています。そこに10階建てを見ると確かに異質な感じがしますが、国策として進めているのですね。それを杉並区としてどう受けとめるかということで、多</p>

みどり公園課長	<p>分いろいろと調整すべきことがあったのでしよう。</p> <p>それから、周りの方々とも、唐突ではないかと思われた中で、一種の妥協をしてきたのではないかなと皆さんのお話を聞いてよくわかりました。</p> <p>本件は報告事項で、もう既に着工しているのですよね。今から代替案をつくらうではないかという議論をここで行うことは相応しくなく、ここで収束させていただきます。更に報告事項があります。後ほど報告事項を審議会としてどうしたらいいかという議論を皆さんにお諮りしたいのですが。次の緑化の報告をしていただきます。</p> <p>それでは、私のほうから「一定規模以上の開発等に係る報告（緑化）」について、6件まとめて報告いたします。</p> <p>6件の報告に際して、おわびと訂正がございます。6件のうちの2件が荻窪団地に絡むものです。</p> <p>C街区とD街区がありまして、それぞれの最終ページに植栽の一覧表がつけてあります。Cに対してDが、Dに対してCの植栽一覧がついておりますので、報告の際には差しかえてご覧いただきますようお願い申し上げます。資料に不備がありまして、まことに申しわけございませんでした。</p> <p>そして今、回していただいておりますけれども、H委員のほうから、緑化に関して聞きなれない樹種があるということですので、資料をご用意していただきました。それを順番に回覧しておりますので、ご了承ください。H委員、どうもありがとうございます。</p> <p>それでは、上井草三丁目計画のほうを説明させていただきます。</p> <p>本案件は、民間企業の社宅の跡地の建築計画に伴う緑化計画です。</p> <p>所在地は、上井草三丁目19番、敷地面積は3,420.57㎡です。</p> <p>環境基本計画に係る施策区分と取組概要につきましては、記載のとおりです。</p> <p>保存される樹木、そして緑地面積ですけれども、高木34本に対して0本、中木及び低木につきましては、本数の把握が困難であるため未算定となっております。よって保存される緑地面積は0㎡です。</p> <p>緑地の基準及び計画ですが、接道部の緑化延長は基準81.77mに対して、計画では104.37m、緑地面積につきましては、基準547.29㎡に対して計画では550.69㎡となっております。</p> <p>樹木本数につきましては、高木の27本に対して55本、中木は182本に対して68本、低木が547本に対して2,618本というふうになっております。中木について不</p>
---------	---

足が生じておりますが、こちらにつきましては高木への振りかえということで基準を満たしています。

今回、地上部で緑地面積がなかなかとれないというふうになっています。その辺につきましては、駐車場の車を隠すなど、壁面緑化で工夫していただいています。

2ページ目に案内図と緑化コンセプトをつけています。

場所は西武新宿線上井草駅の南約300mのところに位置しておりまして、西側に区の井草中学校があります。

緑化コンセプトは、上井草の原風景である武蔵野の雑木林の景観をイメージし、「木漏れ陽」「雑木林」「みどりの機能」の3つを柱として、株立ちの樹木を多く活用した計画になっております。

この敷地ですが、南側、東側の隣地境界に高低差があります。全域に既存の擁壁が回っています。今回、安全性が確保できないということで、今回の計画では全て撤去、新設というふうになっています。

ですので、既存の樹木を残すことが困難ということで、まだ残っている樹木につきましては、常緑樹あるいは切り詰めによる強剪定で偏った樹形のものがあり、コンセプトに対しての効果という点で、伐採し新たな樹木で対応していきたいという意向でした。

3ページ目に現況図、4ページ目に緑化計画図、5ページ目に植栽一覧をつけております。

続いて、「光塩女子学園建替工事」の資料をご覧ください。

本件は、敷地南側の校舎の建てかえに伴う緑化計画です。

所在地は、高円寺南二丁目33番28号、敷地面積は、6,319.10㎡です。

環境基本計画に係る施策区分と取組概要につきましては、記載のとおりです。

保存される樹木、緑地面積ですけれども、高木につきましては109本のうち79本、中木は85本のうち37本です。低木につきましては153本を保存いたします。保存される緑地面積としては408.17㎡です。

緑化基準と緑化面積ですが、接道部の緑化延長は基準228.05mに対して、計画では226.41m。基準には1.64mほど不足というふうになっております。

これは、5ページの緑化計画図をご覧ください。接道部につきましては、なるべく緑化に努めていただいています。ただ、学生が校舎、校庭への出入り口、また横断歩道というところで渡ると。そういうところで、どうしても限界で1.64m

不足しています。不足分につきましては、緑地面積の振りかえで緑化を満たすよう指導しています。

表紙に戻っていただきまして、次に、緑地面積ですが、基準の666.4m²に対して、918.27m²で満たしています。

また、樹木本数につきましては、基準の緑地面積から保存緑地面積を引いた残りの面積に対する本数で、高木の基準13本に対して、既存も含めて86本、中木の基準85本に対して、既存も含めて112本、低木は基準256本に対して、既存も含めて649本となっており、基準を満たしています。

2ページ目に案内図及び緑化コンセプトをつけております。

場所がJRの高円寺駅東南東約500mに位置しており、緑化コンセプトとしては、敷地北側の既存樹木と一体感のある調和のとれた緑化計画としています。

また、屋上部分には可能な限り緑化をしております、建物の断熱性を高め、省エネルギーの効果にも寄与した計画になっています。

3ページ目に現況図、4ページ目に現況の残置植栽一覧、そして5ページ目に緑化計画図、6ページ目に新規植栽一覧をつけています。

続いて、「東京都交通局小滝橋自動車営業所杉並支所整備場改築工事」の資料をご覧ください。

本件は、都バスの車庫の整備場の建てかえ工事に伴う緑化計画です。

所在地は、梅里一丁目14番22号、敷地面積は1万1,419.49m²です。

環境計画に係る施策区分と取組概要は、記載のとおりです。

保存される樹木、緑地面積ですが、記載のとおり0になっています。もともと車庫ということで、樹木数は多くありません。また、東側の部分につきましては、道路のセットバックと歩道状空地を設けるということもあり、桜がありましたが、樹木医による樹木診断等も見てから、老木であるため残せなかったというふうに聞いております。

次に、緑化基準、緑化面積ですが、接道部の緑化延長は、226.17mに対して、202.52mです。不足につきましては、緑地面積に振りかえで対応しております。緑地面積が基準の1,147.86m²に対し1,175m²で、基準を満たしています。

樹木の本数については記載のとおりで、低木について不足が生じていますが、これは高木、中木への振りかえによって基準を満たしております。

2ページ目に案内図と緑化コンセプトをつけてあります。

場所が東京メトロ新高円寺駅、青梅街道の五日市街道の出入り口の交差点のと

ころです。そこから東に約100mほどのところに位置しています。

区の建物としては、東側にセシオン杉並があります。

東西道路に豊かな植栽を施し、安全で豊かな沿道空間と街並みづくりに配慮するとし、近隣住民と協議を行いながら計画を進めてきているものとなっております。

3ページ目に現況図及び撤去する植栽の一覧、4ページ目に植栽一覧、5ページ目に緑化計画図をつけています。

続きまして「荻窪団地C街区計画」の資料をご覧ください。

本件は、荻窪団地跡地の建てかえ工事に伴う緑化計画です。

冒頭おわびと訂正を申しましたとおり、C街区、D街区の植栽一覧について逆になっておりますので、差しかえてご覧いただきたいと思っております。

C街区の所在地が荻窪三丁目7番、敷地面積が7,111.65㎡です。

環境基本計画に係る施策区分と取組概要は記載のとおりです。

今回、この場所は更地からの計画ですので、保存される樹木、緑化面積は0です。

緑化基準、緑化面積ですが、記載のとおり、いずれも接道部緑化延長また緑地面積とも基準を満たしています。

2ページ目に案内図及び緑化コンセプトをつけております。緑化コンセプトは、UR都市機構による荻窪三丁目地区のガイドラインに基づき、緑豊かな景観の創出に努めています。高・中・低木をバランスよく配置するとともに、環境に適した樹種を選定し、周辺環境との調和に努めた計画となっております。

次に「荻窪団地D街区計画」です。

基本的にはC街区と変わりはありません。面積の規模がC街区よりか幾分小さくなっています。いずれにしても、緑化基準、接道部の基準、また緑化面積の基準、樹木の本数につきましては、基準を満たしています。

私からは最後となりますけれども、「阿佐ヶ谷住宅建替計画」の資料をご覧ください。

所在地は、成田東四丁目3番、敷地面積は4万3,170.48㎡です。

杉並区の環境基本計画に係る施策区分と取組概要ですけれども、記載のとおりで、緑化基準を満たす計画を指導しています。

保存される樹木、緑地面積ですが、保存される高木につきましては188本中188本、中・低木は未算定となっております。

<p>会長</p> <p>M 委員</p> <p>みどり公園課長</p>	<p>保存される緑地面積は、891.32㎡です。</p> <p>緑化基準及び緑化面積ですが、接道部緑化延長は基準の1,265.14mに対して、計画では1,337.62mになっています。</p> <p>また、緑地面積は、基準8,304.91㎡に対し、1万1,512.68㎡で、基準を満たしています。</p> <p>高木の本数、中木の本数、低木の本数につきましては、基準に対して今回の計画では上回る計画となっています。</p> <p>2ページ目に案内図と緑化コンセプトをつけております。</p> <p>緑化のコンセプトにつきましては、従来の阿佐ヶ谷住宅のみどりの空間を継承し、新たに地区内に質の高いみどり環境をつくり上げ、将来にわたり質の高い環境を維持するため、みどりの育成・維持管理等を視野に入れた計画とするとなっています。</p> <p>3ページ目に全体図、4ページ目から8ページ目にかけて、街区ごとの高・中木の緑化計画図、9ページ目に高・中木の植栽一覧、10ページ目から13ページ目にかけて低木の緑化計画図、14ページ目に低木の植栽一覧をつけております。</p> <p>6件まとめて、私からの報告は以上です。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、まとめて6件の緑化計画について、ご意見、ご質問なり、お気づきの点があったら。いかがでしょうか。どうぞ。</p> <p>バスのところですね、東京都交通局のこれですけれども、桜が道路を広げるためということと、もう古木になっていたのということで大分なくなっていますけれども、これは地域の人にとってはすごく見事な桜の名所だったんですよ。なので、もうちょっと残るかと思っていたら、新しく植栽してでも残していただいているのかなと思ったら、残る量が非常に少なかったもので、新しい植栽、もうちょっとしませんかなんて都のほうからじゃなくて、杉並区のほうから言ったりすること、提案したりできなかったんでしょうか。</p> <p>ここの部分につきましては、区のほうではすぐに新しいものにということは指導していません。なるべくその場所にある樹木を保存して使ってください、生かしてくださいということをお願いしています。</p> <p>ただ、今回の計画につきましては、周辺との協議ということもありまして、歩道状空地を設ける、そして道を広げるということもありました。そして、残せるものは、多少どうなのというところを相談しましたところ、樹木医によって診て</p>
--------------------------------------	---

	<p>いただいて、危ないものをその場所に残すことはできないということで、とても残念に所管としては思っています。</p>
M 委員	<p>新しく、元こんなにすばらしい桜並木だったんだから入れてくださいよということは、言うことができないわけなんですね。</p>
会長	<p>いいですか。</p>
みどり公園課長	<p>桜につきましては、ここに配置されています。今後の大きさとかそういうところも含めての配置だというふうに私どもは理解していますが、東側につきましては6本ほど残るような計画になっております。</p>
都市計画課長	<p>この件については、建築審査会でも審査会の委員でどういう空間にするかという論議がある際に、地元で、周りの人というか、面している方々から桜については大変だという要望があったそうです。その辺もありまして、交通局も切る件については、残したいという方もいる中で、なるべく範囲の中で残すというような論議があったというふうに聞いてございます。</p>
会長	<p>それ以外に何か。</p>
I 委員	<p>上井草三丁目の報告事項について、植樹するものについてちょっとお願いがあるんですが、実は私、下井草、井荻、上井草、それからその周辺の6つの商店街のブロック長という形で会長職をお受けしています。</p> <p>その中で、杉並区のご協力と、商工会議所の杉並支部、それから下井草から上井草、その周辺の町会の町会長、商店会の商店会長で組織される花と緑の協議会という組織があります。実は、今年度のときに出た話題と、来年度話題として出るであろうという花と緑のまちづくりの中の事項で、今個々に植えられている柑橘系の樹木、その樹木に葉で薬剤散布をせずにそのまま残していただいて、そこに巣くうというか幼虫、アゲハチョウが日本古来のアゲハが5種類います。その5種類を育てていただいて、春と秋、交通安全週間の時期にちょうど飛びますので、地域の環境づくりの中で、花と緑の協議会で何か検討ができないかという内容があります。</p> <p>この上井草は、いわば全くの更地の状態なので、できればこの樹木の中にアゲハの幼虫が巣くうことのできる柑橘系の樹木と、そして今度はチョウになった時点で5種類ほどのお花が必要なんです。蜜が吸えないと死んじゃうんですよ。小さい樹木が、それ専用の樹木がありますから、スタートとしてこの地域のところにアゲハの舞うまちづくりのお力添えをしていただければと。</p> <p>資料的には手元でございますので、環境部長さんのほうの農芸高校で一緒にい</p>

		<p>ろんな面での打ち合わせをした方が出席されておられますので、その卒業生が東大で教鞭をとっている方が、ホテルとかチョウとか幼虫を養殖してくれている方がいらっしゃるんです。その方にもお願いして、下井草から上井草まで春と秋、アゲハが舞うまちづくりをしたいと思っていますので、樹木の協力をしていただければお願い事項です。</p>
会	長	<p>いかがですか。これは、区を介さなくてもそういうのをどんどん地元ではやっておられるのですか。</p>
I	委 員	<p>はい。今、普通のお花を配ったりとか、それからあと、ただ会費を年間で少しいただいたりして、それで組織的に予算がありませんので、活動している組織になります。ほとんどが商店街と商工会議所の委員の方たちがボランティアで運営されている組織、もう5年ほどたちます。</p>
会	長	<p>これはボランティアの世界で、強制という話にはならないですね。</p>
I	委 員	<p>ただせっかくの、起点になるので、まだ全く更地ですから、もし可能であれば、そういうアゲハの住む地域、そしてアゲハが生きていける場所を提供していただけたらなど。</p>
会	長	<p>せっかくですから情報提供されて、地域の融合のためにも。</p>
みどり公園課長		<p>事業者との調整におきましては、こんな取り組みもされているようですというふうなことの情報提供をして、対応できるものについてはというところで念頭に置きながら、緑化指導に当たっていきたいというふうに思っています。</p>
会	長	<p>ぜひお願いします。</p>
I	委 員	<p>みどり公園課長には資料をお送りいたします。よろしく願い申し上げます。</p>
会	長	<p>ほか、いかがですか。どうぞ。</p>
E	委 員	<p>緑、緑化ということなんですけれども、緑を育てるためには水が必要だと思っ んです。ここは多くの緑化したところは、水道水を使うことになるんでしょうか。もしできれば、緑化と組み合わせて、雨水を使うような仕組みができるとい いなど思っておりまして、雨水をためる、それから雨水を雨水ますで地面に戻す というようなことを、緑を増やすのと並行して、区のほうから強制的にできない かと。</p> <p>雨水が下水に流れて川に行くと、劇的に川がすぐに氾濫してしまう原因にもな りますので、大きな建物とか新しい家を建てる時は、雨水ますをつけなければ いけないというような条例があったような気がするんですけども、そのあたり は、この新しい建物のところでは、ちゃんと雨水ますとか雨水をためるというも</p>

<p>会 長 都市計画課長</p>	<p>のはどうなっているかお聞きしたいと思います。</p> <p>杉並区にそういう条例があって、地下水涵養のルールがあるかどうか。</p> <p>条例はありませんけれども、杉並区は水害が多い関係で、土木計画課のほうで、各戸に対しては、雨水流出抑制対策計画書を出していただくという指導要綱があります。</p> <p>浸透ますの設置についても実際に助成しているということで、水害対策の一環としてやっています。それぞれ規模ありますけれども、大きなものについても建築計画に合わせてご相談をいただいて、指導要綱に従う容量を整備していただく。これは下水道局も同様の話がありまして、同じように、下水道の施設に合わせてそういった雨水抑制対策をするというような形になっているところです。</p>
<p>会 長 都市計画課長</p>	<p>たしか、善福寺川だったはずですが、最近たびたびこの審議会で話題になっているところでもありますね。</p> <p>多分、それは二つの意味で、一つは被害に遭うのではないかという、被害の観点と、もう一つは、せっかくそういうのをつくるのであれば、大雨があったときに一気に善福寺川に水が流出しないように、という両面です。せっかく計画が出てきたのですから、何とか対応はできないか、あるいは、これは報告事項ですから、その辺についてどういう議論があったのか、お聞かせいただければと。</p> <p>所管ではないんですけれども、わかる範囲で言いますと、東京都全体でいくと、水害対策として河川と下水道の両方の計画があります。</p> <p>基本的に、河川で50mm対応をしていくということと、下水道で残りの部分、たしか25mmかな、雨水流出抑制でたしか10mmを抑制するというような全体の水害対策、ちょっと数字が間違っているかもしれないんですけれども、川と下水で大半を持ちながら、それぞれの敷地に雨水を浸透させて水害対策をしていくというのが大きな水害対策の考え方というふうに伺っております。</p> <p>その中で、だんだん土の地面が減ってくる中で、従前は、例えば土の面であれば水が浸透するというので、それほど対策はしていなかったんですが、それ以外の敷地に対して一定程度のものについては、水害対策用の措置をしていただくというのは、大規模開発についてはそういうこともしてきています。あわせて、新たにできるようなところについては、下水道局が流量計算をするんですけれども、どちらかという杉並の場合は河川があふれるよりは、下水道の低地における浸水、逆流による浸水というのが圧倒的に多いということで、いろいろ川沿いのそういった地域で、今でも1時間に最大で100mm以上降るときがありますの</p>

<p>会 長 都市計画課長</p>	<p>で、50mm降った場合でもあふれるところが何カ所かあります。水害対策を以前からもやっているんですが、抜本的には、川を広くするとか深くするという50mm対応が全ての河川ではできていないので、その部分をとりあえずやっていかないと、水害は1年間の間に何回かは浸水するところが出るというのが杉並区の状況です。</p> <p>そういった意味でいくと、区がやっているのは雨水流出抑制ということで、浸透ますや浸透管を各家庭が家を新築される際、あるいは大規模な開発の際にお願いしているというのが実情です。</p> <p>特に阿佐ヶ谷は、随分面積広いですよ。</p> <p>阿佐ヶ谷は、まことに申しわけないんですが、去年ぐらいに全部道路をきれいにしたんですが、雨水流出抑制対策は建物の建設に合わせてやる関係で、まだ全てができ上がってないというときに、結構何回か大雨が降りまして、周辺に大きなご迷惑をかけた。</p>
<p>E 委 員 都市計画課長</p>	<p>いろいろ対策をする中で言っても、例えば下水道の管を既に設置はしているんですけども、どうしてもたまる部分が出ているというようなことで、応急的に対応はしているところもあるんですが、全体ででき上がるとかなりの、計算上でいけば時間10mm以上の雨を貯留する能力があるような施設ができるというふうになっていてるところです。</p>
<p>E 委 員 都市計画課長</p>	<p>現在、どれぐらいの雨水ます普及しているんでしょうか。何%ぐらいのおうちで。</p> <p>申しわけありません。所管は土木計画課で、詳しい数字は土木計画のほうで毎回議会で資料等も出しています。私の手元にないので、申しわけございません。</p> <p>ただ、基本的に言うと、昔から貯留槽をお願いしているのが、だんだん水害が多くなって、補助金も増やしたり、指導要綱なんですけれどもお願いもかなりしている一方で、達成率という目標になかなか達しない部分で、公共施設も、例えば公園などでも、今、必要数以上の貯留槽を設置する工事をしているところです。</p> <p>あと、学校などでも貯留はしているんですけども、それぞれのお宅でもっともっとやっていかないと、なかなか厳しいというのは毎回議会で先生方に言われているところで、一生懸命努力しているところです。</p>
<p>環 境 課 長</p>	<p>雨水の流出の抑制については、条例ではなくて、強制的ではないんですが要綱を定めて指導しているところです。基準で申し上げますと、敷地面積1㎡当たり</p>

	<p>0.06㎡。もっと大きい単位でいくと1ha当たり600㎡の雨水抑制をするというのを神田川流域では求めています。</p> <p>例えば、先ほど方南町の計画をご報告させていただきましたが、そこではその基準でやっていただいているというふうに伺っています。それから、先ほど出ましたが、阿佐ヶ谷住宅の場合は、今工事中ですので、工事が完成した暁には、基準より多く、先ほど1㎡当たり0.06㎡と申し上げましたが、阿佐ヶ谷の場合には1㎡当たり0.08㎡の抑制をするということで計画されているというふうに伺っております。申しわけありません、私も専門家ではありませんので、これがどのぐらいの水があつて、どういう設備でたまっているかは、ここにいる者ではなかなかご説明できないんですが、いろいろ貯留槽を設けたり、あるいは地面に浸透するような仕掛けをして、計算上こういう数字で目標をつくって、雨水の流出をその敷地から外にどんどん出ないようにやっているということです。一応、敷地面積が100㎡以上の民間の施設にはこの基準をお願いしているということです。</p>
<p>会 長 O 委 員</p>	<p>ほかによろしいですか、お気づきの点何か。どうぞ。</p> <p>すみません、2点ござまして、1点は大変基本的なことで恐縮なんですけれども、この報告事項で上がってきた部分というのは、これに対する意見を申し上げたら何が違って何が変わらないのか。もうこれは報告事項なので、これはあくまでも変わらないので、今後将来のために意見を言うということになるのか、それが1点です。</p>
<p>会 長 環 境 課 長</p>	<p>それから2点目は、先ほどM委員ですか、おっしゃられたように、やっぱり民有地の緑はますます重要性が増す中で、つくっておしまいというのではなくて、それはもう百も皆さんご承知でしょうけれども、メンテナンスというか管理、どう育てていってくださるのかというのは、非常に地域にとって大切だと思うんですけども、そこまで踏み込んだ事例というのは、ちょっと中部地域でそろそろ始まったという話も聞いているんですけども、何か杉並区として先進的にメンテナンスを担保する、またはちゃんと緑が育つようなことを、担保までは難しいとしても、促進するような施策を打ち出せないものかと思っております。</p> <p>以上、2点でございます。</p> <p>前段の件から。</p> <p>報告を受けてどうなるのかというような趣旨のご質問がありました。</p> <p>今回も含めて、環境清掃審議会での報告案件は、建築とか、それから緑化などが環境にいろいろ与える影響があるというようなことがあります。そういうよう</p>

	<p>な観点から、いろんな計画や建設があるというようなことで、結果をご報告させていただいています。こういうご報告させていただいて、区の環境政策のあり方を、今後、例えば環境基本計画などの改定とかいうようなときにご審議をいただくわけで、そういう審議をしていただくときの参考になるように、その都度ご報告をさせていただいているという考え方です。</p> <p>ですから、いつもご議論がありますが、ご報告をして、それが変えられないかというようなところで申し上げますと、現実にはなかなか難しいというところで報告させていただいています。</p> <p>ただ、いろいろご意見をいただきますので、その中で後々生かせるようなものがあれば、私どもも受けとめさせていただきますし、間に合えばと言うとちょっと語弊があるかもしれませんが、私ども区のほうでできることがあれば、それは対応させていただきたいと思っていますが、基本的には報告の考え方はそういうことですので、ご理解いただければと思います。</p>
<p>会 長 みどり公園課長</p>	<p>後段の件は、 つくっていただいた緑を残すに当たって、どのような支援があるのかというところですが、例えばメニューとしては少ないですけれども、保護生垣と保護樹木があります。大切に育てていただいて、ある程度の一定の大きさ、あるいはある程度の美観を確保するものについては、保護樹木の保護指定というところを持っていくことができます。</p> <p>また、今、「後世に残したい屋敷林」だったり、「みどりの活動賞」、そういう中で「みどりの顕彰」を進めています。今回、みどりの創出というところでの顕彰も考えていますので、そういう点で何らかの励みになっていかないかなというところで考えているところです。</p>
<p>会 長</p>	<p>今の〇委員からのご質問は、報告事項は一体何のためにやっているのだというご指摘ですが、今、事務局からお答えがあったとおりでと思うのですが、この審議会の先人たちの工夫の中で、杉並区の環境の政策を練っていくときに、実態に即したことを少しでも進めようと。そのためには、都市部において、一定規模以上の開発については、報告でいいからきちんと審議会として把握して、一体区では何が動いているのかということを知り、それを個別案件について変えさせるのではなくて、そういう動きがあるのか、だったらどうしたらいいんだという政策につなげていくために取り込んだようです。</p> <p>往々にして、そういう原点というものが、いつの間にか、運用しているうち</p>

	<p>に、個別案件に対して意見が言えるんだというふうに、ついつい人間のさがで、目の前の情報にとらわれがちになる。</p> <p>そうなると、そういう報告のルールがとられた時代というのは一体いつごろで、どういうことが問題になったからそうなったのか。では、今の時代、今の状況で、一体どうこれを受けとめたらいいのかというあたりを一回、十分にレビューして、これからこの報告案件というものをどういうふうに捉えたらいいのかを議論したほうがいい。</p> <p>これは、個人的に事務局の方とこの間お話ししたんですが、この審議会の中で、報告事項を扱ってきたのですが、これをより意味のある形にしていくため、場合によっては、ある面では合理化も必要だし、場合によっては何かやり方を変えることも含めて、来年度、この4月以降にでもこの審議会の中で議論してみるにふさわしいテーマではないのかという気がします。</p> <p>では、L委員。</p>
L 委 員	<p>今の報告事項についての位置づけですけれども、審議会で報告するということは、ただ我々は承っておけばいいということではなくて、やはり審議会としての意見は今のように出てくるわけですし、それは一応尊重していただきたいという気持ちがありますので、意見をつけるということはできないのでしょうか、報告に対して。報告そのものを変えることはできなくても、審議会としてこういう意見が出ましたということ何かつけるような形で返すようなことはできないのでしょうか。</p>
会 長	<p>法律や条例の、法的処分が終わった後に、事後に審議会に、こんなことがありましたという報告であって、法的な処分の根拠には、根拠というか、開発などにおける制限・制約だとかそういったことにはなりませんよね。参考までにお聞きくださいという話です。</p> <p>これは、ぜひ議論していただきたいと思います。でもその範囲にすぎず、聞き置かれるということの可能性もあるということになります。</p>
L 委 員	<p>いや、ですから、もう報告事項というのはかなり、工事も始まっているか、始まるようとしているかとか、そういう問題なので、事実上それを変えるのは難しいとは思っています。</p> <p>そういうことではなくて、今後のためにどうするかということについて、やはり参考までに、これはこういう意見が出ましたということが今後生きていくような形にしないと、本当に報告事項、この報告すること自体も余り意味がなくな</p>

<p>環境課長</p>	<p>ってきてしまうような気がしますので、今後の環境基本計画とかそういったものを考えていくようなときの参考資料とするためにも、参考意見といいますが、それでも結構なので、何かそういうのを明記しておいていただきたいというような気がします。</p> <p>事務局のほうから一言申し上げます。</p> <p>この審議会の記録というのは、全てとっております。今日も前回の議事録を冒頭で確認をさせていただいたわけですがけれども、皆様のご発言一つ一つを記録としてとっています。また、その記録だけではなく、その内容も公開しています。</p> <p>ですから、こういうご発言があって、こういう意見があったというのは、我々も記憶にとどめられますし、第三者の方も見られるようになっていきますので、その場で終わりということにはなっていません。先ほど私のほうでご説明させていただいたのは、伝え方によっては事業者のほうに我々から、そういう議事録などをもとに伝えたりすることはできるという意味も含めてご説明したつもりです。</p>
<p>M 委員</p>	<p>ちょっと前に戻らせていただいて、I委員のほうからお話があったアゲハの来るまちづくりとか、そういう形のお話をいただいていますけれども、上井草のところですね、上井草の原風景である武蔵野の雑木林の景観をイメージしてハナミズキかという感じがありますので、そういうところだったら、これだけのことをコンセプトに載せるんだったら、原風景の武蔵野の雑木林が何たるかをもちろんご存じでいらっしゃると思うので、そういうのを背景にして、こういうところの許認可のときに、これって原風景かみたいなことを言って、もうちょっとどうにかならぬのかいというようなことがお話しできるような、そういうような部署があったらなと思います。</p> <p>あと、アゲハが来るということではいろいろやっつけやっつけということでは、本当にすごいなと、花と緑の事業ですか、なんですけれども、だったらこの上井草のところにもそういうチョウチョが来るように、ミカンとかサンショウの木がこの中に入っていたらなと思いました。</p> <p>あと、すごくすばらしいと思ったのは、やっぱり阿佐ヶ谷住宅です。これ四季折々の花がちゃんと咲くんですね。先ほど私、一番最初に、これって本当に貧弱だと思ってしまうというのは、四季折々の花が咲かないんです。杉並の原風景というか何十年前かの、20年前でもいいんですけれども、そういうまちの中に季節ごとに咲いているお花が入っていないんです。あと、杉並の花は何だか皆さんご存じですけれども、それがどこにありますかというくらいの植栽なんです。そういう</p>

<p>会 長 都市計画課長</p>	<p>ところを、阿佐ヶ谷住宅をお手本にして、これからの許認可を進めていってくだされば、ここで意見を申した甲斐があると思いました。</p> <p>よろしく願いいたします。</p> <p>事務局のほうで、テイクノートしていただきたいと思います。</p> <p>許認可ではないんです。あくまでも条例の枠の中でお願いして、木の本数であるとか、内容については、今後条例なり計画の中で指導していく要綱として入れてこうというのを審議会としていただければ。緑化については、昭和47年にみどりの条例をつくった時代から、量をいかに確保していくかという長い歴史があります。量を確保した計画をやっていますよというのがこれまで、緑化の報告の、ある面でいけば大きな部分だったと思うんですよ。</p> <p>最近私も、内容についてのご意見をいただく機会が多くなって、内容をどういうふうな条例という枠組みの中で指導できるかというのは、行政としては結構な課題だと思っています。その辺、いいお知恵を、今後、実際に指導の中でいただけるかどうかというのを、いい・悪いは確かに私たちもやっていますからよくわかるんですよ、それは。</p> <p>例えば阿佐ヶ谷住宅なんかは、大きな計画をつくるのに、何年もかけて計画をつくってきた経緯もあって、事業者側もそれなりに考えてた。ただ、一般的な建築はなかなかそうはならない。外構工事は後から、最後にやるみたいなのところもあるので、お願いしてもなかなかいかないという中で、何かいい方法を審議会としていただけると、担当としてはこれから報告しやすくなるかなと思います。</p>
<p>M 委 員 会 長</p>	<p>よろしく願いします。</p> <p>報告事項は一応これで一段落とさせていただきたいと思いますが、よろしいですね。さらにありますか。</p>
<p>みどり公園課長</p>	<p>上井草の件で、武蔵野のイメージを意識してハナミズキですかというふうなご質問がありましたけれども、ハナミズキは新しい計画では入る計画ではありません。このまちにつきましては、地域で「雑木みちproject」というものがありまして、株立ちを意識した町ですね、それが昔の上井草の原風景というふうな動きがあります。</p> <p>ですので、事業者のほうはそれを意識して、株立ちの植栽を取り入れて、ほかのところでもやっているものとみどりのベルトづくりというんですか、そういうことにつなげていこうという計画を立てているところです。</p>
<p>M 委 員</p>	<p>私の資料の見方の間違いでした。すみません。</p>

<p>P 委 員</p>	<p>阿佐ヶ谷団地のほうが出ていますので、やはり少しは話題にしておかなきゃいけないなと思いますので、一言だけ。</p> <p>旧阿佐ヶ谷団地は、私は専門家ではないわけで、ただ学者の方がそこを歩いて、50年かけて行われた壮大な実験だったという言い方をしていましたけれども、最初に植えられていた樹木とかが全部なくなって、当初植えられたものが。50年かけて、まさに武蔵野の大地に生えていたような植栽が戻ってきて、それがすごくあいていた空間がいっぱいあったわけですけども、旧阿佐ヶ谷団地は、その中に武蔵野の面影がよみがえるような、そういう場所だったと言われまして、私なんか近隣に住んでいましたので、そういう話を聞いて、これが全部なくなってしまったときに本当に残念だったんですけども、今お話をお聞きしたら、とてもいい植栽になっているということで、その点努力があったのかなと、業者の努力もあったのかなというふうに感じていますけれども、どなたかの委員ができた後もそれから育てていくようなことが必要だと言っておりましたので、ぜひ区としてもこの地域を見守っていただきたいと思います。</p> <p>この3ページなんかを見ますと、空地が多くて緑が多いように見えますけれども、何といてもここは、第一種低層住居専用地域に20mの建物が建つという前代未聞の計画なわけで、地域の人たちの怒りというものは果てしのないものがあるということですので、こんなものを区が業者と一緒にやってつくったとって大変な批判になっている地域ですよ。</p> <p>ですので、残されたというふうに私なんかは見てしまいますけれども、緑がいっぱいあるようには地図上は見えますけれども、地域に入ると今でももう見上げるような状況です。</p> <p>ですので、この残された緑を、ぜひ地域の人たちの声も聞きながら、より進化、発展させて、親しまれていくような場所にしてもらいたいなと、もとの阿佐ヶ谷団地みたいに。ぜひ努力をしていただきたいなと思っています。</p>
<p>会 長 E 委 員</p>	<p>時間管理から、そろそろ次に行きたいので、ラストにしましょう。</p> <p>先ほどの雨水のことなんですけれども、みどりの条例の3ページ目に水の健全な循環というところがあって、第21条のところ、この会では一度も会っていない区長は、雨水の地下への円滑な浸透その他の水の健全な循環を促進するための施策の実施に努めなければならないということで、ここで審議することに入っているかと思うんですけども、先ほどちょっと違うところでよくわからないというお話でしたけれども、やはり雨水の循環ということは環境には非常に重要なこ</p>

<p>会 長</p>	<p>とだと思しますので、緑とともに、雨水のこともちよつとのけものにしないで考えていただけるような政策を打ち出していただきたいなど。積極的に雨水社会のことをもうちょっと表に出していただきたいなど、これはお願いです。</p>
<p>E 委 員 会 長</p>	<p>わかりました。</p> <p>一つ一つ受け答えという形ではなく、審議会ですから。本当に審議会として必要だと思ったら、そういったことをどうやって行政のほうに伝えられたらいいかという検討をして、「行政をお願いします」というふうに終わらないで、こういうことを審議会で検討しましょうよと提案してほしいです。</p>
<p>E 委 員 会 長</p>	<p>はい。じゃ、検討してください。</p> <p>今言及された、「努めなければならない」というのは、法律でも条例でも一番弱い形です。「努めなければならない」という表現は法律にもいっぱい使われています。何々しなければいけない、何々するものとするとか、何々に努めるものとするとか、努めなければならないとか。語尾に気をつけていただくとわかります。</p> <p>だから、法的拘束力という点では、弱いんですね。それを具体化するにはどうしたらいいかというのは、次の段階の政策の論議になってきます。具体的な政策レベルまでに高めたことをやらなければならない。</p> <p>ですから、そういう政策の具体化が本当に必要な場合には、審議会と事務局が一体となって、何が具現化できるのだろうかということまで議論を高めていく必要があると思います。</p> <p>このぐらいにさせていただいて、報告事項は……</p>
<p>環 境 課 長</p>	<p>もうお一方。</p>
<p>会 長</p>	<p>まだいらっしゃいますか、そうですか。</p>
<p>H 委 員</p>	<p>皆さんから樹木についていろいろご説明いただきました。</p> <p>私としては、杉並区の木が、昔は、かつて私の少年時代は、この辺はうっそうとしたスギ山ばかりで、私はちょうどそこの高井戸小学校を卒業したんですけれども、そのときにはもう全然花粉症なんていうあれが出ていまして、もうすこぶる健康に過ごしていました。</p> <p>その中で、今そのスギにかわりまして、アケボノスギが杉並区の木としてありますよね。それからサザンカの木ですか。それで最近、スギ花粉症が出るもので、すごく嫌われちゃいまして、一般家庭にはもう植栽のあれは全然もう植えられることもなく避けられちゃったんですけれども、最近、花粉症のスギというの</p>

	<p>が多分、裏日本のほうでそういう木が発見されまして、それが今育てられているようなんですけれども、杉並区の象徴たるスギの木を取り寄せて何か試験的に、花粉の害のない木を試験的に何本か植えて、それを将来を見越してもっと増やしていくような考えはおありなんですか。それをぜひ、スギの木ももっと増やしていったらよいかなどという思いでおります。</p> <p>以上でございます。すみません。</p>
みどり公園課長	<p>杉並区ですから、スギということについては私も動向を見守っています。たしか富山の試験場が何かで開発されて、まだ商業ベースにはなっていないんですけれども、徐々に経過を見ながら市場になんていう話を聞いています。</p> <p>ですので、杉並区の緑化の部分としては、そういうところにも注視しながら、そういう植栽のものについて気にかけていこうかというふうに考えてはございます。</p> <p>ただ、それをうまく浸透させていかないと、やはりそこにスギがあるからというだけで、そういう部分だけで嫌がる人もいらっしゃると思いますので、それをどうPRしていくかということも課題なのかなと受けとめています。</p>
会 長	<p>では、次の議題に行きたいと思います。</p> <p>環境白書、環境セミナー、区民アンケートの3点の説明をお願いします。</p>
環 境 課 長	<p>では、私のほうから。</p> <p>その前に1点だけ、先ほどの雨水流出の関係で、この審議会が特に対象としていないというふうにとられているようであれば、その辺はそういうことではありませんので、もともと環境というのは非常に幅広くやっています、例えば雨水流出の施設の設置については、環境基本計画の中にも一つの項目として出しております。そういうことですので、区としてはもちろん取り組んでいるということで、環境の面でも計画はしています。</p> <p>ただ、ちょっと、私ども事務局側の言いわけになりますが、いろんな所管課が対応しておりまして、この雨水については今日ここにいるメンバーが直接ではないものですから、余り具体的なお答えができないというようなところで申し上げます。必要な場合には、そういう所管課長も対応いたしますので、少し雨水の関心が今日は非常に高かったものですから、また区の中でも検討してみますので、よろしく申し上げます。</p> <p>では、私のほうから3点ほどご報告をさせていただきますので、よろしく申し上げます。</p>

まず、資料の中で「27年度杉並区環境白書の発行について」ということで資料をご用意していますので、そちらをご覧ください。

環境白書は、環境基本条例に基づきまして毎年発行していきまして、27年度の白書につきましては、26年度の区の取り組みや統計数字をまとめて発行しています。構成は本編と資料編になっておりまして、本編のほうは第1章から第3章、そして資料編のほうは別冊で設けています。

閲覧できる場所は、区役所ほか区政資料室や区立図書館などでご覧いただけるようになってございます。

今日、資料としてお出ししたのはそういう内容ですが、実際の白書は、今日机上に置かせていただいています参考資料の中にとじ込んであります。これの大体中ほどです。ちょっとこちらをご覧くださいながら、簡単にかいつまんでご説明いたします。

こちらが環境白書の本体ですけれども、おめくりいただきますと、「はじめに」と「目次」がありまして、1ページ目からが「第1章 主な施策の検証と今後の基本的方向」です。

2ページ目をお開きいただきますと、環境基本計画に基づいて環境白書をつくっていますので、さまざまな計画との関連性などを書いてあります。

そして、4ページ目から主な施策について記載をしていますが、1番といたしまして、「環境への負荷が少なく持続発展の可能なまちをつくる」ということで、再生可能エネルギーの活用などについて記載をしています。

それから、7ページをお開きいただきますと、「ごみの減量と資源化の推進」ということです。ごみの排出量が23区で最少であったことや、ごみのアプリケーションで「なみすけのごみ出し達人」などのことが記載してあります。

それから、9ページが「資源化の推進」です。こちらは、集団回収や古紙の持ち去り防止でGPSを活用した追跡調査をしたなどのことを記載しています。

それから、11ページをお開きいただきますと、今日施設見学をしていただきました杉並清掃工場の建替についても触れさせていただいています。

それから、12ページにまいりますと「自然環境と人の営みが共存するまちをつくる」ということで、みどりの基本計画に基づくさまざまな取り組みが記載しています。みどりのベルトづくりや屋敷林、農地の保全など、それからページが変わりますけれども、荻外荘公園のことなどについて触れています。

それから、15ページからは、「環境に関するさまざまな取り組みや自発的な行

動が盛んなまちをつくる」ということで、中学生環境サミットや、ページが変わりますけれども、マイバッグの推進などについて記載しています。

そして、19ページからは「第2章 環境基本計画における施策の進捗状況」を記載させていただいています。

20ページで計画の概要、それから21ページで事業を一覧にしてあります。

23ページ以降は目標の達成状況や環境基本計画の各指標の状況、それから95事業の取り組みを順番に記載をさせていただいております。非常に細かいので、中身につきましては割愛させていただきます。

29ページ、35ページ、41ページ、45ページは、それぞれ基本目標ごとに分けて記載をさせていただいています。

そして、飛びますが、49ページから「第3章 区を取り巻く環境の実態」です。第3章は、表や、グラフを入れまして、視覚的に区の状況がわかるような工夫をさせていただいています。

それから、環境白書の資料編で別冊でピンク色のものがとじ込んであると思います。こちらが資料編ということで、これはさらに細かな環境の統計数字などを記載させていただいておりますので、こちらのほうは参考でご覧いただければと存じます。

環境白書につきましては、以上です。

続きまして、2番目ですが、「環境セミナー「杉並のごみ、みどり、エネルギーを考える」の実施報告」をさせていただきます。

去る11月14日に、環境活動推進センターでセミナーを開催させていただきました。

午後の時間帯ですが、区民の環境学習の一環といたしまして、環境基本計画の周知と区民として何ができるかを考える機会として開催をさせていただきました。参加者は区民の方が12名、それから環境清掃審議会の委員の皆様もご出席をいただきまして7名、合わせて19名の方、それからそのほか見学をされたいという方もいらっしゃいまして、非常に活発なセミナーを開催することができました。

最初に区のほうから区の施策をご説明させていただきまして、グループワークということで、みどり、エネルギー、ごみの3つのグループに分かれて意見交換をしていただき、最後にアンケートをとらせていただきました。

そのときの様子の写真を今日、机上で配らせていただいておりますので、参考

<p>会 長</p>	<p>にご覧いただければと思います。そのときのご意見や、それからアンケートの結果を別紙でつけていますので、こちらのほうは、参考にご覧いただければというふうに思います。</p> <p>いずれにいたしましても、幅広い世代の方が、人数は若干少な目ではありましたが、区内全域から、子どもさんから比較のお年を召した方までご参加をいただき、さまざまなご意見をいただきましたので、今後の区の環境施策の参考にもさせていただきますたいというふうに考えています。</p> <p>では、最後でございますが、「区政モニターアンケートの実施について」ということでご報告させていただきます。</p> <p>こちらにつきましては、12月4日から12月17日までで実施をしているところです。こちらの目的も環境基本計画や環境配慮行動の指針がありますが、その認知度、取り組み状況を把握して、今後の普及啓発活動などの参考にさせていただくということで、実施しております。</p> <p>モニター数は200名で、アンケートをお配りし、現在その回答をしていただいている状況です。こちらの結果につきましては、次回の環境清掃審議会のほうでご報告をさせていただく予定ですので、また結果については詳しくご報告を申し上げます。</p> <p>この資料に参考ということで、区政モニターの制度を書いております。こちらは広く区民一般の方にご応募をいただきまして、1年間にわたって何回かアンケートをしていただいている制度です。</p> <p>今回は、別紙でつけました環境基本計画などに関するアンケート調査票をつくりまして、この調査票についてご回答をいただくようにしていただいているところです。</p> <p>繰り返しますが、結果につきましては次回の審議会でご報告させていただきますので、よろしくお願ひします。</p> <p>私からは以上です。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>環境セミナーは、このメンバーの中からも何人かご出席いただきました。ただ、一般区民の方の出席が12名というのは、ちょっと少ないですね。もう少し何とかならないかというふうには思いました。そもそもこの企画に関する情報が行っていないのか、あるいは足元の基礎自治体での取り組みなどにあまり参加する気がないのか、一体何なんだろうかと少し気になりました。</p>
------------	--

	<p>一般の方がそういう場に来る。自分たちの問題として、自分たちで積極的にそういう場を利用する。区との接点として。こういうことが実現できないものだろうか。私自身もちょっと感じた次第です。</p> <p>できれば、今回開催していただいた環境活動推進センターに、積極的に、引き続きそういう機会をつくっていただいたらいいのではないかと思います。</p> <p>環境白書についてですが、この中に、この審議会で2年前に取りまとめた環境基本計画がその後どれだけ進展をして、それをどう評価したらいいのかということが縷々書いてある訳であり、ここにより責任を持って議論すべきでしたが、どうも中途半端な形で終わりました。私の進行が悪くて申し訳なかったです。その辺のことも含めて、何か環境白書についてお気づきの点はございますか。</p>
C 委員	<p>環境白書に関しては、確かに本来であれば例年秋ごろの審議会でするので、1時間ぐらい時間を設けて、内容の説明と質疑応答みたいなのはあってもいいのかなというふうに思います。</p> <p>今年は進行の関係で、前回7月で今回12月という、例年だと大体10月か11月ぐらいにあってというふうな認識でいますので、その辺、この時期と白書のでき上がりというのと、もうちょっと絡めていただければというふうに思っております。</p> <p>もう一点ありまして、さっきも事務方のほうからこのセミナーの件でご報告いただいたんですが、私もこれ出まして、参加された12名の非常に意識が高い方でも、この白書というのは知らないという、ほぼ全員の方が知らないという、この辺に関して言うと、過去にやっぱりかかわった者としても反省の余地もあるし、逆に、中身としては結構いい中身ではあるんですが、やっぱりちょっと文字が多い傾向があるので、日本人ってPM2.5とか割とキーワードを、ワンフレーズの言葉というのは関心をぱっと寄せる傾向があるので、もうちょっと受ける方の感じ方から逆算して考えていく必要があるのかなというふうに、私は前回のセミナーを通じて思いました。</p>
会長 C 委員 会長	<p>白書の中身のほうはいかがですか。時間がないというだけの意見でしたが。中身はちょっと、まず進行のほうからです。</p> <p>私の進行が悪いから、意見を言っただけなかった。すみません。</p> <p>確かに今日、もっと最初から、報告事項をもっと皆さん短くしましよと明確に言えばよかったんですが、どうもそちらのほうに時間をとってしまいました。</p> <p>白書について2年間の総括をして、それこそ次に向けてどうしたらいいかとい</p>

<p>環境課長 会長</p>	<p>う話、この辺の政策は弱いではないかとか、そういう話をすべきでした。その中に、緑化の問題とか水の問題が実は出てきます。個別案件というのは概観して。審議会はやはり個別案件にこだわるよりも、そういったものを束ねて、区全体の動きというものの中で一体どう総括するかというところが大事です。</p> <p>次回もまた個別案件がたくさん出てきそうですか、3月は、すみません、わかりません。</p> <p>できれば、順番を変えて、白書をまず十分時間をとって、残った範囲内で個別の案件報告で、これだけ言うっておかなければならないということに限定し、気がついたことだけ発言するという。最初に個別案件をやると、人間は目の前のことに関心がいってしまいますので、ぜひそうさせていただきたいと思います。</p>
<p>O 委員</p>	<p>今の委員長の意見に賛成です。</p> <p>それと事前に資料をお送りいただいていますので、基本的にはもう読んできて、さらっと報告していただいて、質問があれば質問させていただくぐらいで報告事項を済ませて、あとは協議の時間とか、審議の時間はたっぷり時間を費やさなければいけないでしょうから、今おっしゃられたような白書についてとか、今後の方向性とか、その辺のところを時間をもっと使っていただければ大変ありがたいと思います。</p>
<p>会長 C 委員</p>	<p>ありがとうございます。ほかにいかがですか。どうぞ。</p> <p>これも私のほうから一つ提案なんですけど、やっぱりこういう個別案件のほうの話しやすいし、来ている方の人選からしてもテーマが近いので、話して気持ちいい中身ではあるんですけども、やっぱり1回の審議会で30分から1時間ぐらいオフィスアワーみたいなのを設けて、もうちょっと大所高所から考える習慣というか、もうちょっと頭の中身を整理して協議する場をもう少し、まずは運用側からうまくカバーできるようなすべがないかなというふうには考えております。</p> <p>あと、私も経験者の立場として2点、どうしてもこの場をおかりして申し上げたい点がございまして、セミナーの件がまず1点です。確かに「広報すぎなみ」で来られた、今で言う言葉で意識高い系という言葉があるんですけども、やっぱりそういう方がいっぱいいらっしゃいました。ただ、これをもってアベレージとして考えるというのは、ちょっと偏りが出るのかなというふうに思いますので、逆にその辺の町にいる本当に普通のアベレージの方で、何でゴミを分別するんだぐらいの、そういうあやふやな漠としたイメージを持っている方に、会長のような方が説明して理解いただくという、そういうような説法の間みたいなほう</p>

<p>会 C 会 C 会</p> <p>長 委 員 長 委 員 長</p>	<p>が逆にいいのかなというふうに思いました。</p> <p>次はモニターのアンケートの件なんですけれども、私も過去に区政モニターを3年公募でやった時期があつて、今はこのアンケートだけなんですけれども、かつてモニター会議というのが2回ぐらいあつたんです。逆にこういうテーマによっては集まっていたいて、結構モニターの方というのも、またこれはこれで若干バイアスがかかる面もあるんですけども、こういった既存のテーマとか建てつけを使ってうまくさっきのセミナー等も絡められるような仕組みというのが何とかとかできないかなというのは率直な思いであります。</p> <p>たしか、特に公募委員の方は2年たつのですか。</p> <p>2年目です。</p> <p>2年たつのですね。勿論また顔を合わすことはゼロではないと思いますが。</p> <p>私は最後ですね。もう3期6年なので。</p> <p>そうですか。</p>
<p>環 境 課 長</p>	<p>今回の話に移らなければならないのですが、その他というところに書いてあるように次回は3月24日3時からです。3時からですと多分2時間ほどしか時間がとれませんので、今回の会議は、できれば公募の委員の方の一応区切りの最後の会議でもあり、これまで議論してきたこと、この個別の報告制度などからも、個別の問題として議論するだけではなく、そこで見えてきた課題を中心に、議論に時間を費やすことが考えられる。</p> <p>区のほうで何か準備されているものはありますか、次回は。それを先にお伺いしたいです。</p> <p>先ほど会長からも報告について少し検討をしていくようなご発言がありました。先ほど他の委員の方からも報告の扱いと伺いますか、位置づけのようなご質問もありました。</p> <p>私どもは、この報告については、今のこのままでいいのかどうかというようなところを、常々いろんなご意見もありましたので、考えています。今、報告をさせていただいている中身というのは、平成9年にこの審議会の前身である環境審議会で決めた内容に基づいて報告をさせていただいています。</p> <p>それをどのような形でしていくかというのを少し考えていったらいいんじゃないかというふうに考えています。ただ次回、どういうふうにご相談するかというのは、事務局のほうで、他区の状況も少し調べたいなということ、それから、会長を初め、学識の先生方にはぜひご意見をお聞きした上で、各委員の皆様にもご</p>

<p>会 長</p>	<p>意見がいただけるように、考えてみたいというふうにしています。</p> <p>いずれにしても、次回の審議会で、少し報告についてのご相談をしたいと事務局としては考えていたところです。</p> <p>報告についてというテーマは、報告案件という意味ではなくて、報告という今まで行ってきたルール、やり方をテーマにするものです。この審議会としての報告のルールは、平成9年、すなわち18年前にできたようです。多分当初は個別案件の報告することが目的というよりは、それを通じて審議会として地域の環境問題のどこに重点を置いて議論すべきなのかとか、地に着いた議論をするための材料として、報告制度を取り入れたはずです。これがなかなかそういう方向の議論に行かないで、どうも個別についての議論で終わってしまっている。この辺のありようについて、議論をしたいと思います。</p> <p>それから、さっき言いましたように、せつかく環境白書ができ、多分、来年は中間年ではないかと思うのです。正確に言うと中間ではないのか。</p>
<p>環 境 課 長 会 長</p>	<p>33年までです。</p> <p>そうですね。一応3年ぐらいたったということになりますので、一つの区切りというか、流れを確認するという意味では大事なことです。皆さんぜひあらかじめ読んでいただき、気がついた点や、特に関心を持って発言したい点等あったらぜひお述べいただきたい。次年度4月以降の議論につなげていくことができるようにしてみたいと思いますので、よろしくお願いします。</p> <p>今日は、前半の議論に時間を要しました。皆さんが熱心で、別に悪いことではないですが、私の時間管理がうまくいなくて、白書のところの議論が中途半端になってしまったことをおわびいたします。</p>
<p>環 境 課 長</p>	<p>以上なのですが、その他、何か事務局のほうでございましたら。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>もう先ほどから出てございますが、次回の第63回の審議会につきましては、来年の3月24日木曜日の午後3時からを予定しています。</p> <p>場所はまた改めてご案内申し上げますが、今回は区役所のほうで開催をさせていただき予定で準備をしています。</p> <p>次回の予定につきましては、以上です。</p> <p>それから、もう今日はこの時間でございますので、もしお時間が許されれば、先ほどもちょっとお話が出ましたが、環境活動推進センターというのがこの区民センターの並びの駅に行く途中にあります。昨年の12月19日に、開設したので、</p>

<p>会 長</p>	<p>ちょうど1年たとうとするところですが、環境課が所管で設置をしています区民向けの施設でもありますので、もしお時間がございましたら、ちょっとのぞいていただければ、1階、2階がリサイクルショップ、3階、4階が環境活動推進センターということで、この時間ですともう閉める準備をしているかもしれませんが、どんなところかというのをちょっとのぞきながらお帰りいただければ幸いです。</p> <p>私からは以上です。</p> <p>見学会からするともう3時間半以上要しておりまして、大変にお疲れさまでした。では、また次回、よろしく願いいたします。今日はどうもありがとうございました。</p> <p>閉会といたします。</p>
------------	--